

弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業に必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業（以下「本事業」という。）は、自治会・企業・NPO法人及び各種団体等（以下「自治会等」という。）で構成される弓ヶ浜・白砂青松そだて隊（以下「そだて隊」という。）が行う自主的な弓ヶ浜松林の保全活動に対し、県がこれを報奨することにより、持続的な活動を推進し、もって白砂青松の再生と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(そだて隊の要件)

第3条 そだて隊の構成員数は10名以上とする。

2 そだて隊の活動期間は3年以上とする。

3 弓ヶ浜松林の幼木の保育と景観美化のため、別表1及び別表2の各第2欄に掲げる活動内容のうち、草刈りと清掃をそれぞれ年1回以上行うよう努めるものとする。

(活動年度)

第4条 そだて隊の活動年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までを1活動年度とする。

(対象区域)

第5条 対象区域は、別添図面の弓ヶ浜松林とする。

(そだて隊への参加)

第6条 そだて隊として活動しようとする自治会等は、様式第1号により鳥取県西部総合事務所長（以下「所長」という。）に申込みを行うものとする。

2 所長は、前項の申込みを随時受け付けるものとする。

3 所長は、提出された申込書の内容を審査し、適当と認めたときは、区画の調整を行った上で申込者をそだて隊として決定する。

4 所長は、申込者をそだて隊に決定したときは、様式第2号により申込者に通知するものとする。

(そだて隊の活動)

第7条 そだて隊は事業の目的達成のため、別表1のボランティア活動又は別表2のボランティア・プラス活動を行うものとする。なお、1活動年度に複数回活動を行う団体は、活動毎にボランティア活動又はボランティア・プラス活動のいずれかを選ぶものとする。

(報奨金の交付)

第8条 所長は、前条の活動を行うそだて隊に対し、予算の範囲内で報奨金を交付する。

2 報奨金の額は、活動ごとに別表1及び別表2の各第3欄によって算定した額以下とする。

(活動計画書の提出)

第9条 そだて隊は、活動年度ごとに、活動を行う10日前又は、7月末日のいずれか早い日までに様式第3号による活動計画書を所長に提出するものとする。

(活動報告書の提出)

第10条 そだて隊は、活動年度に実施した活動の実績について、様式第4号による活動報告書を活動を行った日の60日後又は活動年度の翌年度の3月10日のいずれか早い日までに所長に提出するものとする。

なお、活動報告書は活動の都度提出できるものとする。

(報奨金の交付決定)

第11条 所長は、提出された実績報告書の内容を審査し、報奨金の交付を決定するとともに、様式第5号により当該そだて隊に通知するものとする。

(報奨金の支払い)

第12条 所長は、前条により報奨金の交付決定を行った場合は、そだて隊へ当該報奨金を支払うものとする。

(活動の中止または解散)

第13条 そだて隊が活動を中止又はそだて隊を解散しようとする場合は、様式第6号による活動中止(解散)届を所長に提出するものとする。

(決定の取消)

第14条 所長は、そだて隊が本事業の目的の達成のためにふさわしくないと認めたときは、第6条第3項による決定を取り消すことができる。

(その他)

第15条 その他、本事業の実施に必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年2月13日から施行し、平成24年度予算にかかる事業から適用する。
- 2 本要領は予算成立の状況により内容が変更されることがあり、また事業については予算が成立しなかった場合は、事業を実施しないこととし、第6条第3項による決定は取り消すこととする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年6月11日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年6月19日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年2月21日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年1月28日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年3月3日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年2月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月6日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年6月23日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年3月21日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表1 ボランティア活動

1 活動者	2 活動内容	3 報奨金額（定額＋実費）	
そだて隊 （単独実施）	草刈り、清掃、 植栽、植栽の ための管理歩 道の整備※ ¹ 等	定額	(1) 100 円／人・時間 (2) 草刈機を使用 300 円／台・時間 (3) ゴミ運搬車を使用 500 円／台・日
		実費	ボランティア活動に係る次の経費を対象とする。 活動内容：草刈り、清掃等 〔消耗品費、燃料費、食糧費〕 活動内容：植栽、植栽のための管理歩道の整備等 〔講師謝金、講師旅費、消耗品費、資材費、 燃料費、食糧費、使用料及び賃借料、役務費〕 なお、対象経費の詳細については別紙1のとおりとする。

※1 「植栽のための管理歩道の整備」とは、植栽又は植栽後の下刈り等植栽木の育成に必要な歩道を整備する活動のこと。

別表2 ボランティア・プラス活動

1 活動者	2 活動内容	3 報奨金額（実費）
そだて隊及び 一般参加者※ ² （共同実施）	草刈り、清掃、 植栽、植栽の ための管理歩 道の整備※ ³ 、 森林環境教室 及び交流活動 等	ボランティア・プラス活動に係る次の経費を対象とする。 〔講師謝金、講師旅費、備品購入費、消耗品費、資材費、 燃料費、食糧費、使用料及び賃借料、役務費、印刷 製本費、開催広告料等〕 なお、対象経費の詳細については別紙1のとおりとする。

※2 「一般参加者」とは、そだて隊の呼びかけにより、弓ヶ浜松林の保全活動をそだて隊と協働して行う外部の者のこと。

※3 「植栽のための管理歩道の整備」とは、植栽又は植栽後の下刈り等植栽木の育成に必要な歩道を整備する活動のこと。

報奨金対象経費の詳細について

1 講師謝金

- (1) 活動における、指導者（講師補助を含む）への謝金（消費税を含む）とする。
- (2) 1人につき1日当たり1万円（消費税抜額）を上限とする。

2 講師旅費

公共交通機関を使用したものに限り対象とする。

3 備品購入費

- (1) 備品とは、その性質・形状を変えることなく、長期間にわたり使用することができるもので、取得価格が5万円以上（消費税込）のものとする。
- (2) 活動者が交代で使用する等、必要最低限の数量の購入とする。
- (3) 使用頻度が低く、リースする方が安価な場合はリースとすること。このときの経費区分は使用料及び賃借料とする。
- (4) 取得した備品は、別紙2のひな形による備品管理・使用規程を作成して、善良な管理を行うこととし、目的に反した譲渡、交換、貸付けをしてはならない。
- (5) 備品を購入する場合は、別紙3の備品購入協議書により、備品購入の30日前までに所長に協議すること。

4 消耗品費

- (1) 消耗品は、取得価格が単価5万円未満（消費税込）の物品とする。ただし、その性質・形状を変えることなく、長期間にわたり使用することができる物品については、備品購入費の項（2）から（4）の規定を準用するものとする。
- (2) 購入した物品は、本事業の目的に従って適正に使用・管理するものとする。また、目的に反した譲渡、交換、貸付けをしてはならない。
- (3) ボランティア活動及びボランティア・プラス活動における草刈機の替刃（実費）を対象経費とする。

5 燃料費

ボランティア活動及びボランティア・プラス活動における草刈機の燃料費（実費）を対象経費とする。ボランティア活動におけるゴミ運搬車の燃料費は定額に含まれるため経費対象外とする。

6 食糧費

- (1) ボランティア活動における参加者の飲料を対象経費とする。（税込200円以内／人・日）
- (2) ボランティア・プラス活動における参加者の弁当・茶菓代等（飲料を含む）については、1人につき1日当たり1,000円（消費税抜額）を限度とする。
- (3) 金券類については経費対象外とする。

7 使用料及び賃借料

- (1) そだて隊が所有する器具、施設等を使用する場合は経費対象外とする。
- (2) 重機を借りる場合のオペレーター代金は、この対象経費に含めることができる。

8 役務費

- (1) 役務費とは、郵便料、手数料、保険料等とする。
- (2) 傷害保険料については、そだて隊が本事業の対象区域で行う活動に対して、県が一括加入するが、以下のような活動は適用対象外となるため、各団体で保険加入すること。
 - ア チェーンソーを使用する活動（県が加入する傷害保険は、チェーンソーの使用による傷害は適用外）
 - イ ボランティア・プラス活動に参加するそだて隊以外の外部の者による活動
 - ウ そだて隊が本事業の対象区域以外で行う活動（例：森林環境教室、交流活動、講演会）

備品管理・使用規程（ひな形）

第 1 章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、（団体名〇〇〇〇〇〇）が弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業により取得した備品の管理及び使用について定める。

第 2 章 管 理

（備品台帳の整備）

第2条 （団体名〇〇〇〇〇〇）は、備品を取得したときは備品台帳を備え付けなければならない。

（備品の保管）

第3条 備品台帳に登録した備品は、適切に管理・保管しなければならない。

（備品の破損）

第4条 備品に破損が生じた場合は、速やかに修繕することとする。

第 3 章 使 用

（使用の範囲）

第5条 当該備品は、弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動にのみ使用することができる。

（備品使用簿）

第6条 備品を使用する際は、備品使用簿に必要事項を記録することとする。

（貸出の対象）

第7条 備品は他の団体に貸出しをすることができるものとするが、弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動団体に限るものとする。

（貸出の了承）

第8条 備品を借り受けようとする者は、（団体名〇〇〇〇〇〇）代表者の了承を受けなければならない。

2 代表者は、使用目的が適当と判断される場合にのみ貸出しを了承することとし、貸出しにあたっては、以下の条件を付することとする。

（1）貸出期間中の転貸は認めない。

（2）備品を破損した場合は借受者が責任をもって修繕すること。

附 則

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

備品使用簿

No.

[illegible]

備品購入協議書

鳥取県西部総合事務所長 様

年 月 日

住所
団体名
代表者 役職
氏名

下記の物品を本事業により購入したいので協議書を提出します。

必要な物品	品 名	
	型式等	
	数 量	
	見積金額	円
必要な理由及び 導入により見込 まれる効果（作 業能率等）		
リースができ ない理由		

※以下の書類を添付して提出すること。

- ・カタログ
- ・参考見積書（※購入の際は金額に応じて、複数の見積を取り最も安価な物品を購入すること。）
- ・リース金額がわかるもの（リース料金との比較）

弓ヶ浜・白砂青松そだて隊参加申込書

鳥取県西部総合事務所長 様

年 月 日

（ふりがな） 団 体 名				
住 所	（〒 ）			
代 表 者	役 職		氏 名（ふりがな）	
そだて隊構成人数	人			
担 当 者 （郵便物送付先）	住 所	（〒 ）		
	（ふりがな） 氏 名			
	電 話		F A X	
	E-mail			
事務所使用欄 区 画 番 号				

御記入いただいた情報は弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業の目的達成に必要な範囲でのみ利用します。

弓ヶ浜・白砂青松そだて隊決定通知

（ 番 号 ）
年 月 日

団体名
団体の代表者 様

鳥取県西部総合事務所長 印

貴団体を、弓ヶ浜・白砂青松そだて隊として決定しましたので、弓ヶ浜・白砂青松アダ
プトプログラム事業実施要領第 6 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

区画番号	
------	--

※区画場所は別添図面のとおり

様式第3号（第9条関係）

年度 弓ヶ浜・白砂青松そだて隊活動計画書

年 月 日

鳥取県西部総合事務所長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 役職

氏名

担 当 者 氏名

連 絡 先

（区画番号）

弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動計画について、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領第9条の規定により、下記のとおり提出します。

記

別紙4 ボランティア活動計画

別紙5 ボランティア・プラス活動計画

※メール及びファクシミリでの提出も可能です。

ボランティア活動計画

(1) 活動内容

実施年月	実施内容	参加人員	実施時間	草刈機 使用台数	ゴミ運搬車 台数	備考
	草刈・清掃・植栽 ・その他	人	時間	台	台	
	草刈・清掃・植栽 ・その他	人	時間	台	台	
	草刈・清掃・植栽 ・その他	人	時間	台	台	
	草刈・清掃・植栽 ・その他	人	時間	台	台	
合計						

※予定活動内容が「その他」の場合は備考欄に内容を記載すること。

(2) 支出計画

別表 1 のボランティア活動の中で、実費が対象となる活動をする場合は、支出計画を以下に記入すること。

区分	経費の明細	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
消耗品費		
資材費		
燃料費※		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
合計		

※ボランティア活動におけるゴミ運搬車の燃料費は、定額に含まれるため除外とする

(3) 植栽苗木本数計画

活動で植栽を行う場合は、苗木本数を以下に記入すること。

(弓ヶ浜松林に植栽している苗木は、松くい虫被害に抵抗性のあるクロマツであり、特殊な苗木の為、必要苗木本数を取りまとめ、県が斡旋します。)

植栽苗木本数	本
--------	---

ボランティア・プラス活動計画

(1) 活動内容

予定年月	予定活動内容	予定人員		予定時間
		そだて隊	外部の者	
				～
				～
				～
合計				

(2) 支出計画

区分	経費の明細	計 (円)
講師謝金		
講師旅費		
備品購入費		
消耗品費		
資材費		
燃料費		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
印刷製本費		
開催広告料		
合計		

(3) 植栽苗木本数計画

活動で植栽を行う場合は、苗木本数を以下に記入すること。

(弓ヶ浜松林に植栽している苗木は、松くい虫被害に抵抗性のあるクロマツであり、特殊な苗木の為、必要苗木本数を取りまとめ、県が斡旋します。)

植栽苗木本数	本
--------	---

年度 弓ヶ浜・白砂青松そだて隊活動報告書

年 月 日

鳥取県西部総合事務所長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 役職

氏名

(区画番号)

弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動について、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 別紙6 ボランティア活動報告
- 別紙7 ボランティア・プラス活動報告
- 別紙8 参加者名簿

○添付書類

- ・支出内訳が確認できる領収書等の写し
- ・活動状況が分かる写真

添付写真を県ホームページに掲載することに同意する ☐

同意しない ☐

※いただいた個人情報は、個人情報の保護に適用される法令を遵守し、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業の目的達成に必要な範囲でのみ使用する以外は、団体の承諾がない限り使用しません。

ボランティア活動報告

(1) 活動内容

実施 年月日	実施内容	参加 人員	実施 時間	草刈機 使用台数	草刈機 使用時間	ゴミ運搬 車台数	備考
	草刈・清掃・植栽 ・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 ・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 ・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 ・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 ・その他		～				
合計							

※予定活動内容が「その他」の場合は備考欄に内容を記載すること。

(2) 支出内訳

別表 1 のボランティア活動の中で、実費が対象となる活動を実施した場合は、支出内容を以下に記入すること。

区分	経費の明細	計 (円)
講師謝金		
講師旅費		
消耗品費		
資材費		
燃料費※		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
合計		

※ボランティア活動におけるゴミ運搬車の燃料費は、定額に含まれるため除外とする

※領収書等の証票書類の写しを添付すること

ボランティア・プラス活動報告

(1) 活動内容

実施年月日	実施内容	参加人員		実施時間
		そだて隊	外部の者	
				～
				～
				～
合計				

(2) 支出内訳

区分	経費の明細	計 (円)
講師謝金		
講師旅費		
備品購入費		
消耗品費		
資材費		
燃料費		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
印刷製本費		
開催広告料		
合計		

※領収書等の証票書類の写しを添付すること

参加者名簿

團體名

区画番号

活動年月日

[illegible]

※ボランティア・プラス活動の場合、外部の者には番号に○をつけること。

様式第5号（第11条関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

団体名
団体の代表者 様

鳥取県西部総合事務所長 印

年度弓ヶ浜・白砂青松そだて隊活動報奨金の交付決定について（通知）

このことについて、貴団体の活動実績に対し、下記の金額を交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動中止（解散）届

年 月 日

鳥取県西部総合事務所長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 役職

氏名

（区画番号）

弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動を中止（解散）したいので、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領第 13 条の規定により申し出ます。

記

1 活動を中止（解散）する時期 年 月 日

2 活動を中止（解散）する理由

※文中の「中止・解散」のうち該当しないものを削除すること